

【アメリカ】両院でイスラエル支持決議可決

イスラエル軍によるパレスチナのガザ地区への攻撃に対して、連邦議会上院では、2009年1月8日、下院では1月9日に、イスラエルを支持する決議が成立した。上院決議案(S.Res.10)はリード民主党院内総務によって提出され、全会一致で可決された。下院決議案(H.Res.34)はペロシ議長によって提出され、賛成390、反対5で可決された。いずれの決議も法律としての効力はない。両院の決議はほぼ同内容となっており、ハマスの攻撃に対して、イスラエルの自衛の権利を認め、ハマスにはロケット弾等によるイスラエルへの攻撃中止を求めている。大統領に対しては、ガザでの停戦が維持できるように働きかけることを求めている。民間人の犠牲者数を減少させるようあらゆる手段が講じられることを求め、イスラエルとパレスチナの和平プロセスも支持している。ブッシュ政権もイスラエルを支持しており、政権の政策にそったものとなっている。

(海外立法情報調査室・廣瀬 淳子)

【アメリカ】経済対策法案の概要

下院民主党は、2009年1月15日に、経済対策法案(American Recovery and Reinvestment Bill of 2009)の概要を発表した。オバマ新大統領の選挙公約を実現する内容で、議会指導部は早急な法案成立を目指すとしている。景気回復のための減税が2750億ドル、公共投資等が5500億ドル、総額で8250億ドルである。その概要は、95%のアメリカの勤労者への所得税還付、法人税減税、再生可能エネルギーなどの投資に320億ドル、公共住宅のエネルギー効率改善等に160億ドル、科学技術研究振興に100億ドル、高速道路整備に300億ドル、公共施設の省エネ対策に310億ドル、教育関係に410億ドル、失業給付金や雇用対策に430億ドル、などとなっている。これらの施策により、今後300~400万人分の雇用創出や確保を目指す法案である。なお、上院には同名の法案(S.1)が、リード院内総務によって1月6日に提出されている。

(海外立法情報調査室・廣瀬 淳子)

【アメリカ】貧困児童向け医療保険拡充法案下院通過

2007年に両院を通過しながらブッシュ大統領が拒否権を行使して廃案となった児童向け医療保険拡充法案が、新議会に新たな法案(H.R.2)としてパロン・フランク議員により2009年1月13日に提出され、1月14日に下院を原案の通り、賛成289、反対139で通過した。ペロシ議長は、同法案を今議会の国内政策の中で最優先立法課題と位置付けていた。民間の医療保険に入れないが、低所得者向けの公的医療保険制度にも入れない児童を対象として州が実施する公的医療保険プログラム(SCHIP)を、連邦の予算で対象者を大幅に拡大する法案である。ブッシュ大統領は、対象拡大に大きな予算が必要なことから、反対していた。オバマ新大統領は、医療保険改革を大統領選の主要公約としており、法案が下院を通過したことを歓迎した。上院でも早期に可決されることと、法案が通過すれば署名する意向であることを表明している。

(海外立法情報調査室・廣瀬 淳子)

【アメリカ】大統領エイズ救済緊急計画報告書

2009年1月12日に連邦議会に対し、大統領エイズ救済緊急計画(PEPFAR)に関する報告書が提出された。ブッシュ大統領により2003年に設立されたPEPFARは、特に科学界から評価が高かった。実績として、当初の目標であった200万人のHIV感染者の発症予防治療については、2008年9月時点、世界で210万人が支援を受け達成されたこと、感染・発症者とその子どもや孤児1000万人に治療以外での幅広い支援を行うという目標も達成され、1001万人(うち400万人強が孤児等の子ども)が支援を受けたことが挙げられている。また、700万人の新規感染の予防という目標については、HIV感染母胎からの出産での、24万人の新生児の感染防止や各種啓蒙教育の実施が報告された。この5年間で、PEPFARに対し、総額188億ドルが支出されている。引き続き5年間、PEPFARに歳出を認めたエイズ撲滅世界計画法が2008年7月に成立した。この法律では総額480億ドルへと予算規模が拡大されたが、米経済状況悪化の中、計画の実施を危惧する声もある。

(海外立法情報課・井樋 三枝子)

【アメリカ】給与性差別禁止法

給与性差別禁止法案(H.R.11)と公平賃金法案(H.R.12,最終的にS.181に統合)が、第111議会(2009-2010)開始早々成立した。これらは第110議会(2007-2008)で下院を通過したが、共和党議員の強力な反対で上院を通過せず、ブッシュ大統領も拒否権行使の構えをみせていたものである。今議会で民主党が上院勢力を拡大し、法案支持を公約としていたオバマ大統領の就任もあり、法律はスムーズに成立した。この法律は、同地位の男性よりも低い給与を支給されていたリリー・レッドベターが雇用主を相手どった訴訟で、連邦最高裁が2007年1月、性差別賃金に関する訴えは最初の給与決定から180日以内に限るとして原告の主張を退けた決定が、1963年同一給与法の不備によるものとし、それを修正するため提案されたものである。具体的には性差別的給与の支給ごとに新たな侵害が発生することを法律に明記した。公平賃金法案は、性差別による侵害の補償が他の差別と同様の条件で要求可能なこと、賃金差別が性別以外の理由による場合、証明責任を雇用者に負わせること、同僚間の給与情報交換に対する雇用者の懲罰的措置を禁止することを定めた。

(海外立法情報課・井樋 三枝子)

【イギリス】社会流動性白書—「一箇条にまとめた社会主義」

2009年1月13日、内閣府は社会流動性白書「新たなる好機：未来のための公平な機会」を発表した。この白書は、現在の不況にも拘わらず今後20年で世界経済の規模は倍加し、10億の技能職が必要とされるとする展望に基き、育児、教育、就労訓練に関する政策を提案している。特に注目されるのが、社会的・経済的に不利な人々とそうでない人々の間に存在する、労働市場における結果の格差を縮小することを、公共機関の義務とする提案である。イギリスにおいては、民族、性、障害等に基く不平等を是正する義務が公共機関に課されているが、これが実現すれば社会階級に基く不平等が是正対象に含まれることとなる。ある閣僚はこれを「一箇条にまとめた社会主義」と形容したといわれており、問題化する世代を超えた貧困の継承を緩和することを期待する声も出ている。しかし具体的な施策は今後の協議次第であり、また就学・就労の競争における優位を減らされることとなる中流階級からの反発も予想され、今後の進展は不透明である。(海外立法情報課・岡久 慶)

【フランス】テレビ事業改革法案の提出

視聴覚コミュニケーション及びテレビ新公役務に関する法案を政府が国会に提出し、2009年1月16日現在、同法案を審議する上下両院の第1読会が終了した。同法案は「21世紀のテレビ公役務を発明する」ことを標榜し、国営のフランス・テレビジョングループを改革することを目的としている。その改革の内容は、以下の2つである。第1に、公共放送に現在存在する商業的番組を減らすと同時に、番組の間に放映されているコマーシャルを午後8時以降は徐々に削減する。これは公共放送を視聴率と切り離すことを目的としている。また、当該措置により発生する経済的損失は国が補填する。第2に、フランス・テレビジョンを一つの巨大なグローバル・メディアとするために、同放送局の番組をインターネットでも視聴できるようにする。また、そのために、現在分割されている会社を一つに統合し、国がその社長を任命することとする。

(海外立法情報課・鈴木 尊紘)

【フランス】環境への国家的取組みに関する法案の提出

エコロジー、エネルギー及び持続的発展相は、環境への国家的取組みに関する法案を閣議に提出した。同法案は104条からなる大部なものであり、2007年にフランス大統領のイニシアチブにより開催した「グルネル環境会議 (Grenelle de l'environnement)」で提案された、環境保護に関する諸政策を実現するための法整備を行うことを目的とする。同法案の主たる内容は、以下の6点である。(1) エネルギー効率の良い住宅及び都市計画を策定する、(2) 環境に害のない新しい交通手段を確立する、(3) 気候変動(地球温暖化)に対処するために再生可能エネルギーの開発を計画し、実行する、(4) 「生態的連続性 (continuité écologique)」という概念のもとに現在の多様な生態系をそのままに保全する、(5) 排出される有害ゴミの量を減らす等の環境衛生政策を実行する、(6) 大規模な公的及び私的機関の二酸化炭素排出量を公表するなどして、環境問題に対するガバナンスを向上させる。

(海外立法情報課・鈴木 尊紘)

【フランス】労働収入のための法律の制定

労働収入のための2008年12月3日の法律第2008-1258号が制定された。同法の柱は、以下の3点である。(1) 企業の被用者への利益配分及び企業への被用者による資本参加を促進する。例えば、企業の利益配分が被用者へのボーナス等により行われた場合には、当該企業に対し、政府が税控除を行うことを規定する。また、利益配分を受ける被用者は、与えられた利益を即時に使うこと、又、その会社に対し長期に投資することもできることを定める。(2) SMIC(全産業一律スライド制最低賃金)の決定手続きを改正する。SMICに関する専門家による諮問委員会を作り、毎年、当該委員会が団体交渉全国委員会(CNNC)及び政府に答申を行う。その結果に応じた形で、企業及び産業ごとの交渉が進められ、最低賃金が決定されるべきことを規定する。(3) 企業が給与についての被用者との団体交渉を拒否した場合、当該企業の社会保険料等の雇用主負担分を軽減しないことを定める。

(海外立法情報課・鈴木 尊紘)

【ドイツ】 国籍法の改正

2008年12月19日、国籍法を改正する法律が連邦参議院の同意を得て成立した。改正法は、詐欺・強迫等による国籍付与（帰化）をさかのぼって取り消すことができること、及び詐欺・強迫等による国籍取得に5年以下の自由刑又は罰金を科すことを規定した。罰則は、連邦政府の当初の法案にはなく、連邦議会の内務委員会で追加されたものである。また、連邦憲法裁判所及び連邦行政裁判所が、過去の判決等の中で法律の規定を設ける必要性を指摘した事項についても規定し、帰化の取消しは、帰化の時点から5年以内に可能であること、法律によりドイツ国籍を得た満5歳以上の第三者（出生、養子縁組により国籍を取得した子等）は帰化の取消しの影響を受けないこと、及び帰化を取り消された者と共に帰化した配偶者、子等については、その者が詐欺・強迫等に関与したか等の事情を考慮し裁量により個別に決定することが規定された。また、民法の父子関係否認の手続により父子関係が否定された場合にも子の国籍取得が影響を受けないこと等も規定された。

（海外立法情報課・山口 和人）

【ドイツ】 映画振興法の第5次改正

2008年12月30日、映画振興法の第5次改正法が公布され、2009年1月1日施行された。映画産業に対しては、連邦・州合わせて約3億800万ユーロの助成が行われており、連邦レベルでは、映画振興法に基づき設立された映画振興協会が助成の規律を行うとともに、映画産業界から納付金を徴収し、助成財源の一部としている。今回の改正は、従来の映画振興法で定められた納付金支払義務が2008年末で期限切れとなることから、この義務を5年間延長するとともに、ドイツ映画の質を一層向上させることを目的として、多岐にわたる改正が行われた。特に助成のための評価基準が整備され、質的に高い価値を有すると認められた映画のシナリオ作者やプロジェクトフィルムへの助成が強化された。また、映画館の納付金の減額、ビデオ・オン・デマンドの提供者も納付金の義務を負う代わりに助成を受けられること、映画をテレビやインターネットで上映するための制限期間の短縮、映画振興協会が映画産業従事者の利益を擁護する任務を負うこと等も規定された。

（海外立法情報課・山口 和人）

【ドイツ】 高度な資格を持つ専門家の受入れを促進する法律

2008年12月24日、高度な資格を持つ外国人専門家を移民として受け入れることの促進を目的とする法律（滞在法、移住法等の関係法令の改正法）が公布され、一部を除き2009年1月1日に施行された。ドイツでは、機械技師、電子技術者をはじめとする専門家の不足が今後深刻化することが予想されており、連邦政府は、2008年7月、中長期的に専門家を確保するための行動計画を策定し、その一環としてこの法律が制定された。同法により、専門家が継続的滞在資格を与えられるための年収要件が改定された結果、定住許可の付与に必要な年収は、従来の86,400ユーロから63,600ユーロに引き下げられた。自営業を営むために滞在許可を必要とする外国人は、25万ユーロ以上の投資を行ったことを証明すればよいこととなった（従来は50万ユーロ以上）。また、ドイツ国内で資格を伴う職業教育を修了した外国人等に、より安定した滞在資格を付与する等の改正も行われた。

（海外立法情報課・山口 和人）

【イタリア】 直接選挙による強力な大統領制を望むベルルスコーニ首相

ベルルスコーニ首相は、年末恒例の記者会見で、直接選挙で選ばれる大統領制への移行について言及した。ベルルスコーニは、以前から、イタリアの首相の権限が弱いことに不満を抱いており、首相が直接選挙で選ばれ、強い権限を手にしてリーダーシップを発揮できる政治形態への改革意欲を示していた。この会見でも、「現在の制度では、イタリアは迅速な政策決定ができず、他国の後塵を拝するばかりである。首相が手にしている武器は、暫定措置令しかない」といった発言を行っている。今回、首相の念頭にあるのは、フランスや米国をモデルとする大統領制と思われる。これに対し、閣内からは、北部同盟が、連邦制への移行が優先課題であると噛みついた。野党も、山積している足元の重要課題から目をそらしている、と冷ややかである。首相自身は、その任期の後半に計画を実現したい考えであり、自分が新しい大統領に選ばれる姿を思い描いているようである。

(海外立法情報調査室・萩原 愛一)

【イタリア】 法の簡素化に関する暫定措置令

2008年12月18日の閣議において、法制度簡素化担当のロベルト・カルデローリ大臣を中心として策定された、法律の簡素化に係る暫定措置令が決定され、12月22日に公布された。イタリアの法律は、「法のジャングル」と揶揄されるほどに数も多く、錯綜している。法律を削減し、整理する試みは、1990年代後半より行われてきたが、これまで大きな成果はなかった。このたびの簡素化は、2009年6月中にサービスの提供開始が予定されている、Normattiva という名称の現行法令検索データベースの構築に合わせて行われるもので、1861年のイタリア王国成立時から、1948年の共和制への移行までに制定され、現在は実質的に有名無実化している 29,000 の法令を一举に廃止する。これらの法律をデータベースから除外できるため、電子化の手間とコストが大幅に節約できるというメリットがある。

(海外立法情報調査室・萩原 愛一)

【イタリア】 移民の滞在許可証の交付に課金-内務大臣の新たな提案

現在上院において審議中の「公共の安全に関する規定」の法案（『外国の立法』236・1号、2008.7参照）に対し、この法案を提出した北部同盟のマローニ内務大臣自身が、次々と、移民に対して厳しい修正案を提出し、議論を巻き起こしている。このたび、2009年1月に新たに公表した修正案は、外国人労働者に交付する滞在許可証に対して課金するというものである。内務大臣は、当初、税（tassa）として、50ユーロを課す、としていたが、その後、税ではなく、拠出金（contributo）に変更した。いずれにしても、移民に対する差別的な措置であるとして、野党はもちろん、与党内部からも反対意見が出ており、イタリア司教会議も厳しく批判した。しかし、内務大臣は、同様の措置は他のEU諸国でも規定されているし、イタリア人も、身分証明書を交付してもらうのに手数料を払っているのだから差別的とは言えない、と反論している。

(海外立法情報調査室・萩原 愛一)

【ロシア】輸入車に対する関税規制強化

2008年12月12日、「個人利用のためにロシアの関税境界線を通過する商品にかかる関税率の適用規則の修正に関するロシア連邦政府決議」(第943号)が公布され、9か月の期間限定で2009年1月12日から施行された。同決議は輸入車関税に関する項目を一部修正し、国産自動車及び外国企業によるロシア現地生産の自動車の保護を目的としている。個人企業家がロシア国内に自動車を輸入する場合、製造3年以内、3年から7年以内、7年以上という従来の関税区分は、製造3年以内、3年から5年以内、5年以上と改められ、①製造3年以内で32万5000ルーブル(約113万7500円)未満の輸入車に対する関税が、価格の48%から54%へと6%引き上げられた。②製造3年から5年以内の輸入車に関しては、エンジン排気量の大きさに関係なく、約2倍に引き上げられた。③製造5年以上に対する関税は、排気量の大きさに従って6段階に分けられ、最大排気量の輸入車に対する関税は最小排気量の輸入車の約2倍となった。(海外立法情報課・津田 憂子)

【ロシア】家族支援措置に関する法改正

2008年12月25日、メドベージェフ大統領は、「子供を持つ家族に対する国家支援追加措置に関する連邦法」改正法に署名し、同法は2009年1月1日から施行された。この改正により、本来は少子化対策の一環として支給されている母親資本(第2子以上を出産又は養子にした女性に対する助成金)を、金融危機で困窮する家庭では育児とは無関係の住宅不動産ローンの返済等に当てることができる。主要な改正点は以下の2点である。第1に、母親資本の資金を利用できるのは第2子又はそれ以降の子供が3歳になってからという従来の規定に対し、今後は子供の年齢に関係なく、母親資本を受け取る権利を持つ家族は、2010年12月31日までに借り入れた借金の元本及び利息の返済に母親資本を当てることが可能となる。第2に、母親資本の利用申請については、子供が2歳6か月になって以降とされていた以前の規定を改め、第2子以上を出産した(養子にした)日以降いつでも行うことができることとなった。(海外立法情報課・津田 憂子)

【ロシア】雇用・失業対策 — ロシア版ハローワークの新設

2009年1月12日、2009年最初の内閣幹部会会議が開かれ、主要議題として失業者に対する就職斡旋が取り上げられた。2008年度から持ち越された内閣の最重要課題は有効な金融危機対策の実施にあり、その1つに雇用・失業対策がある。会議では、ロシア労働市場の状況を注意深く監視することが必要不可欠とのプーチン首相の見解を反映して、具体的な対策が打ち出された。ゴリコバ保健・社会発展相によると、1月16日から求人情報ポータル「ロシアで仕事」を新しく開設することが明らかになった。この情報ポータルには地方の権力機関及び地方自治体から集められた情報(約74万の求人募集)が掲載され、情報は毎日更新される予定である。また、フリステンコ教育科学相は、2月末から教育科学省のサイトで、就職問題に関連した特別情報サービスを掲載する旨を約束した。同サービスの実施は、大学と雇用者の関係を強化することを目的としている。

(海外立法情報課・津田 憂子)

【韓国】在外国民への参政権付与のための政治改革特別委員会設置

2009年1月8日、国会は政治改革特別委員会設置案を可決した。国会に委員数22名の特別委員会を置き、公職選挙法改正について審議するよう定めるものである。以前紹介したように（「在外国民の参政権拡大の動き」『外国の立法』No.237-2）、憲法裁判所は在外国民の選挙権行使を事実上制限している現行の公職選挙法に対し「憲法不合致決定」を下しており、2008年末までに改正するよう求めていた。しかし、与野党の対立により審議未了のまま期限が過ぎたため、同委員会は活動期間を1月末までとし、早急に審議を行う。選挙権を行使する在外国民は240～300万名程度とみられており、その多くは保守的な傾向があることから、保守派の与党ハンナラ党は全面導入を、革新派の野党民主党は段階的な導入を主張している。期限末までに結論が出され、国会で可決されたとしても、選挙人名簿作成等の問題から4月の国会議員補欠選挙には間に合わないものとみられる。

（海外立法情報課・白井 京）

【韓国】食品衛生法の全面改正

2009年1月13日、国会は食品衛生法改正案を可決した。国内市場において輸入・加工食品が増加するなか、中国産食品のメラミン混入、国産加工食品の異物混入等が相次いで発生したことを背景に、2008年6月に公布された食品安全基本法（『外国の立法』No.236-2）に続いて全面改正されたものである。可決された法案は、2008年8月から11月までに国会に提出された政府法案と議員による改正案7件を保健福祉家族委員会が統合し補完した委員会代案であり、内容は多岐にわたる。主要な内容としては、①重大な違反事件に対する処罰の強化、②緊急の食品衛生事故発生時にテレビ等を通じて国民に迅速に伝えてさらなる被害を予防するシステムの構築、③消費者自らによる衛生検査要請、④外国の業者に製造や加工を委託して輸入する場合、輸入販売業者に委託業者の衛生点検の義務化、⑤食品製造業者に対する衛生水準評価制度の導入、等が挙げられる。

（海外立法情報課・白井 京）

【韓国】医療観光を活性化させるための医療法改正

2009年1月9日、医療法改正案が可決された。ポイントは、医療観光（Medical Tourism）の活性化のためにこれまで禁止されていた外国人患者の誘致活動を許容することにある。韓国では医療観光が新産業として注目されており、2008年に中国や日本から美容整形外科や皮膚科を訪れ保険外診療を受けた者は3万7千名に上るといふ。同法改正により、これまで違法であった外国人患者のためのコーディネート事業が合法化され、医療観光の増加とともに訪韓した外国人の宿泊、休養、観光、ショッピング等の各種産業の活性化も見込まれている。既ががん治療等のために1年間の滞在を認める査証も新設されており、2012年には米国、中国、日本等から年間約10万名が訪韓するものと予測されている。一方で、外国人患者をターゲットとする医療機関相互の過度な競争や、保険外診療等の利益を重視する傾向が高まり、韓国国民が良質の医療を享受することができなくなるとの批判もある。

（海外立法情報課・白井 京）

【中国】行政事務費 100 項目の徴収の廃止及び停止

2008 年 11 月 13 日、国務院財政部と国家發展改革委員会により、2009 年 1 月 1 日から「行政事務費徴収を廃止及び停止する 100 項目の公表に関する通知」が出された。行政事務費とは、各種証明書やカード、許可証、鑑定書の発行、登記等に係る事務経費である。法律で規定された一部のものを除けば、ほとんどが各人民政府の規則等により定められたもので、必ずしも全国的な統一基準があるわけではなく、行政権の濫用とも形容されるような恣意的な事務費も少なくない。今回の措置は、①金融危機対応の一環として起業促進などの内需拡大、②政府への信頼感回復などが狙いとされる。事務費徴収の廃止後は、必要な事務経費は正式に財政予算に組み込まれることになる。第 11 期全国人民代表大会常務委員会の立法計画には“草案を検討し、条件が成熟後審議”するものとして行政費徴収管理法が挙げられているが、利害関係者間の調整困難もあり大きな進展は見られない。

(海外立法情報調査室・富窪 高志)

【中国】非正規撤退外資に対する責任追及及び訴訟に関するガイド

中国から“非正常”な形で撤退する外資企業が増加し、プロジェクト中断、従業員の給料未払い、銀行ローン未返済、税未納等の経済的損失のほか、関係地方の不安定要素ともなっている。こうした正規の手続きを経ないで撤退する外資企業の法的責任を追及し、当事者の経済的損失を取り戻すためのガイドラインとして、2008 年 11 月 19 日、国務院商務部、外交部、司法部及び公安部の各弁公庁が、「非正規撤退外資の中国側利害関係者の国際的責任追及及び訴訟に関する業務ガイド」を、各省市の商務、外事、公安及び司法主管部門に通知した。中国が各国と締結した民間商事司法協力条約、刑事司法協力条約及び犯罪人引渡し条約に基づき、訴訟に関する召喚状、起訴状等の送達、証拠取調べのほか、外国企業が中国国内に財産を持たない場合、敗訴後の裁決の執行、犯罪とされた場合の当該者の引渡し等につき、関係国に協力を求めることになる。

(海外立法情報調査室・富窪 高志)

【中国】石油製品の消費税、価格及び道路等関係費用に関する改革

2008 年 12 月 18 日、国務院は①2009 年 1 月 1 日から石油製品の消費税率引上げ、②同時に道路の維持管理に充当する道路養生費等の徴収廃止、及び③石油製品価格決定方式の即日変更について通知した。①により消費税条例(政令に相当)で定められている税率が、例えば、無鉛ガソリンは 1 リットル 0.2 元から 1 元に引き上げられる。増収部分は各地方に道路関係予算として配分される。②は①を受け、車を所有する組織及び個人等に義務付けられていた 6 種類の道路や水路の養生、養護費等の徴収を廃止するものである。また、2 級道路(時速 60~80km 走行用で中央分離帯がない)使用料金の徴収も逐次廃止される。③は、これまでの国際価格とは無関係に設定する方式から、国内の加工コスト等を加味しながら国際価格と連動した方式にするものである。原油価格下落という好条件下、2008 年 12 月 19 日午前 0 時にガソリン、軽油、航空機燃料価格が早速引き下げられた。

(海外立法情報調査室・富窪 高志)

【タイ】 タイ南部暴動に対する非常事態令－14 回目の延長措置

2009 年 1 月 13 日、タイ内閣は、南部 3 県（ヤラー、パッターニ、ナラティワート）に対する「非常事態令」を 1 月 20 日から 4 月 19 日まで 3 か月間延長することを決定した。同令は、2004 年 1 月から同地域においてイスラム武装勢力によるものとみられる暴動が続いて発生したことから、2005 年 7 月、同地域を対象として発令された。3 か月間の時限立法である同令の延長措置は今回で 14 回目となる。国民の多くが上座仏教徒であるタイにおいて同地域はイスラム圏になる。これまでの暴動による死者は 3,287 名（イスラム系住民 1,788 名、仏教系住民 1,384 名）と推計される。同じ 1 月 13 日、アムネスティ・インターナショナルは、報告書『タイ南部の対反乱における拷問』を刊行し、2007 年 11 月に「拷問等禁止条約」を批准したタイ政府に対して、その強権的な対応を批判するとともに、同令の人権侵害を犯した当局者の免責規定（第 17 条）を削除することを提言した。

（海外立法情報課・遠藤 聡）

【ベトナム】 新特別消費税法の制定

2008 年 11 月 14 日、ベトナム国会で、「特別消費税法案」が可決された。同法は、「1998 年特別消費税法」にかわるものである。2009 年 4 月 1 日に施行されるが、酒類・ビールに関する税率は 2010 年 1 月 1 日からの適用となる。ベトナムにおける消費課税には代表的なものとして「付加価値税」と「特別消費税」がある。前者はすべての物品・サービスに適用されるが（非課税、税率 0%・5%・10%に分類）、後者は法律で定めた物品・サービスに限定して適用される。新法では、物品 11 種及びサービス 6 種に対する税率を定めた。タバコには 65%、アルコール度数 20 度超の酒類には 45%（2013 年からは 50%）、20 度以下の酒類には 25%、ビールには 45%（2013 年からは 50%）、自動車には排気量別に 45%、50%、60%、排気量 125cc 超のオートバイには 20%の税率がそれぞれ課せられる。ダンスホールの経営には 40%、マッサージ店やカラオケ店の経営には 30%の税率となる。

（海外立法情報課・遠藤 聡）

【シンガポール】 新貸金業者法の制定

2008 年 11 月 18 日、シンガポール議会で、「貸金業者法案」が可決された。同法は、貸金業者免許資格の明確化及び貸金業者登記官の権限の強化を目的として、「1985 年改正貸金業者法」にかわるものとして制定された。シンガポール財務省によれば、2007 年 9 月から 2008 年 9 月までの 1 年間で、消費者金融の利用額が 10%、カードローンの利用額が 19%上昇した。新法では、金利、広告、ローンの支払方法、支払金の回収等について現行の制限が緩和される一方で、貸金業者免許の拒否・取消・停止に関する貸金業者登録官の権限が拡大された。借り手に対する保護については、ローン契約の諸条件を借り手が理解できる言語によって説明することを貸金業者に要求した（公用語は、英語、中国語、マレー語、タミール語）。また、借り手に対するハラスメントや自宅包囲、貸金業者による虚偽・誇大の広告やマーケティング、及び不正な契約による取引等に対する罰則規定が置かれた。

（海外立法情報課・遠藤 聡）